

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年12月16日から令和5年1月5日まで縦覧に供する。

令和4年12月9日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古新開地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 切戸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南原地区	〃